

みんなで障がい者を 虐待から守るう

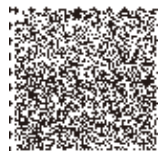
知っていますか？ 「障害者虐待防止法」

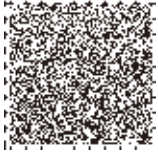
「障害者虐待防止法」(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)は、障がい者の尊厳を守るための法律です。「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援により、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

障がい者への虐待を見つけたらすみやかに通報してください。

通報や届け出をした人の情報は守られます。

「障害者虐待防止法」では、虐待に気づいた人の通報義務が定められ、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は速やかにこれを市町村(又は県)に通報しなければならないとされています。通報や届け出をした人の情報は慎重に扱われ、通報・報告等を受けた職員には守秘義務が課せられています。通報したことで、個人情報情報が漏れたり、不利益な扱いを受けることはありません。





しょうがいしゃ 障がい者とは？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう たいしょう しょう しゃ しんたいしょう ちてきしょう
 障害者虐待防止法の対象となる障がい者とは、身体障がい、知的障がい、
 せいしんしんしょう た しんしん きのう しょう ひと しょう および
 精神障がいその他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び
 しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う
 社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける
 じょうたい ひと い しょう しゃてちょう しよじ ひと
 状態にある人のことを言います（障がい者手帳を所持していない人や、18
 さいみまん しょう し ふく
 歳未満の障がい児も含まれます）。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょう しゃぎゃくたい 「障害者虐待防止法」における「障がい者虐待」は 次の3種類に分れています

1

ようごしゃ しょう しゃぎゃくたい 養護者による障がい者虐待



しんぺん せ わ きんせん かんり おこな しょう
 身近の世話や金銭の管理などを行っている障
 しゃ かぞく しんぞくまた どうきよにん ぎゃくたい
 がい者の家族、親族又は同居人などによる虐待
 のことです。

た こいびと もとはいぐうしゃ しんみつ かんけい
 その他、恋人や元配偶者など親密な関係にあ
 あいて ぼうりよく でいおい など ふく ばあい
 る相手による暴力（DV）等も含まれる場合があ
 ります。

2

しょう しゃふくししせつじゅうじしゃとう しょう しゃぎゃくたい 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待



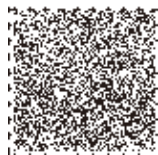
しょう しゃふくししせつ しょう ふくし
 障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの
 じぎょうしょ はたら しょくいん ぎゃくたい
 事業所などで働いている職員による虐待のこと
 です。

3

しょうしゃ しょう しゃぎゃくたい 使用者による障がい者虐待



しょう しゃ やと じぎょうぬし しょくば じょうし
 障がい者を雇っている事業主や、職場の上司・
 どうりょう ぎゃくたい
 同僚などによる虐待のことです。



こんなことがしょう障がい者しゃぎやくたい虐待になります。

しんたいてきぎやくたい 身体的虐待



たと
例えば…

なぐ ける いす しぼ
殴る、蹴る、椅子やベッドに縛りつ
ける、無理やり食べ物や飲み物を口にい
れる、部屋に閉じ込める、医療的必要性
に基づかない投薬で動きを抑制させる
など

しょう しゃ からだ きず いた お ぼうこう くわ
障がい者の身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、
せいとう りゆう しょう しゃ からだ しぼ みうご
正当な理由がなく障がい者の身体を縛るなど身動き
のとれない状態にすること。

◆こんなサインはありませんか？

- からだ きず やけど あと み
身体にアザや傷、火傷の跡が見られる。
- きゅう
急におびえたり、こわがったりする。
- て あ あたま しぐさ
手を上げると、頭をかばうような仕草をする。
- しせつ しょくば い いや
施設や職場に行くのを嫌がる。
- きず
傷やケガについて、よくわからない説明を
する。
- いし ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん いや
医師や保健、福祉の担当者に相談するのを嫌
がる。

ほうき ほうにん 放棄・放任 (ネグレクト)



たと
例えば…

しょくじ すいぶん じゅうぶん あた
食事や水分を十分に与えない、あま
にゅうよく びょうき
り入浴させない、病気やけがをしても
じゅしん どうきよにん しんたいてきぎやくたい
受診させない、同居人による身体的虐待
しんりてきぎやくたい ほうち
や心理的虐待を放置する など

しょう しゃ ほうち しょくじ にゅうよく はいせつ せわ
障がい者を放置し、食事や入浴、排泄などの世話や
かいじょ
介助をほとんどせず、衰弱させること。また、必要な
ふくし いりょう きょういく う
福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。

◆こんなサインはありませんか？

- からだ いしゅう かみ つめ よご
身体から異臭がする、髪や爪が汚れている。
- おな ふく き したぎ よご
いつも同じ服を着ている、下着が汚れている。
- きょくたん くうふく うつた
極端に空腹を訴える。
- へ や よご ほうち
部屋が汚れている、ゴミが放置されている。
- びょうき びょういん い
病気やケガをしても病院に行っていない。



しんりてきぎやくたい 心理的虐待

しょう しゃ たい ぼうげん きよぜつ
障がい者に対する暴言や拒絶するような
たいおう ふとう さべつ げんどう せいしんてき くつう
対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛
あた
を与えること。



たと
例えば…

くつじょくてき ことば
「バカ」「アホ」など屈辱的な言葉を
あ ぶりせる、怒鳴る、ののしる、悪口を
い いう、人格をおとしめるような扱いを
する など

◆こんなサインはありませんか？

- じしょうこうい こうげきてき たいど み
自傷行為や攻撃的な態度が見られる。
- おびえる、泣く、叫ぶなどのパニックを起こす。
- せつしよくしょうがい かじよく きよしよく み
摂食障害（過食・拒食）が見られる。
- ねむることへのきょうふがある、ゆめにうなされる。
- むりよくかん あきらめ、なげやりの態度になる。

せいてきぎやくたい 性的虐待

しょう しゃ むり どうい み こうい
障がい者に無理やり（同意と見せかけて）わいせつな行為
をししたり、させたりすること。
また、わいせつな話をしたり映像を見せたりすること。



たと
例えば…

はだか せい き せつしよく
裸にする、性器への接触、キスする、
せいてきこうい きょうよう ほんにん まえ
性的行為を強要する、本人の前でわい
せつな言葉を発する など

◆こんなサインはありませんか？

- ふしぜん ある かた ざい たも こんなん
不自然な歩き方をする。座位を保つことが困難
になる。
- こうもん せい き しゅけつ きず み
肛門や性器からの出血や傷が見られる。
- せい き いた かゆみを訴える。
- ひわい ことば はつ
卑猥な言葉を発するようになる。
- ひとめ ひとり
人目をさけ、一人でいたがる。

けいざいてきぎやくたい 経済的虐待

ほんにん どうい しょう しゃ ざいさん ねんきん ふとう しょぶん
本人の同意なしに障がい者の財産や年金を不当に処分
すること。また、りゆう きんせん あた
理由なく金銭を与えないこと。



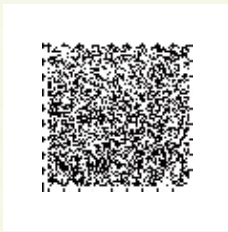
たと
例えば…

ねんきん ちんぎん わた ほんにん どうい
年金や賃金を渡さない、本人の同意
なしに財産や預貯金を処分・運用する、
ざいさん よちよきん しょぶん うんよう
日常生活に必要な金銭を渡さない、使
わせない など

◆こんなサインはありませんか？

- しゅうりゅう あるにもかかわらずお金を使っている
ようす み
様子が見られない。
- にちじょうせいかつ ひつよう きんせん
日常生活に必要な金銭をもらっていない。
- ほんにん し ほんにん かね かんり
本人の知らないところで本人のお金が管理さ
れている。
- サービス利用料や生活費の
しはら
支払いができない。





しょう しゃぎやくたい み ぜんぼう し そう き はっけん 障がい者虐待の未然防止と早期発見

ぎやくたい とく あくしつ かてい しせつ じぎょうしょ お
虐待は、特に悪質な家庭や施設・事業所だから起きるといっ
ではなく、どこでも起こる可能性がります。

くわ しょうい しゅうい め とど みっしつ お かのうせい たか
加えて、周囲からの目が届きにくい密室で起きる可能性が高く、
ひょうめんか とくちよう しょう しゃ ばあい じぶん だれ
表面化しにくいという特徴があるうえ、障がい者の場合、自分で誰
かに相談したり、助けを求めたりすることが困難な場合が多いため、
とく ちいきぜんたい みぜんぼうし そうきはっけん とく かのうせい
特に地域全体で未然防止と早期発見に取り組むことが大切です。



しゅうい ちいき みまも 周囲や地域での見守りを

しょう しゃ かぞく しゅうい こりつ しゅうい しょう しゃ とくせい
障がい者のいる家族は、周囲から孤立しがちです。周囲が障がい者の特性を
りかい ちいき いちいん みまも にちじょうてき こえ ちいき
理解し、地域の一員としてあたたかく見守り、日常的に声がけするなど、地域
ぜんたい しょう しゃ ささ
全体で障がい者を支えましょう。

ようごしや しえん 養護者への支援

しょう しゃぎやくたい ぎやくたい う しょう しゃ
障がい者虐待では、虐待を受けた障がい者
だけでなく、その養護者への支援も重要です。
ようごしや かいごとう つかき けいぎてき くる
養護者が介護等で疲れ切っている、経済的に苦
びょうき しょう かか もんだい
しい、病気や障がいを抱えている、など問題は
さまざま おも われますが、かぞく だけ もんだい かか
様々あると思われませんが、家族だけで問題を抱
え込まず、周囲からの支援により、虐待の芽を
なくしていきましょう。

こま そうだん 困りごとがあればまずは相談を

かいご せわ たいへん たんきにゆうしょ
介護や世話が大変なときは、短期入所などの
しょうがい ふくし サービスを積極的に利用し、負担を
けいげん しょう かぞくかいなど さんか はなし き
軽減しましょう。家族会等に参加して話を聞いて
てもらうことも考えられます。経済面や体調面
など、その他のお悩みがある場合でも、まずは
しちやうぞんとう そうだんまどぐち そうだん
市町村等の相談窓口にご相談ください。

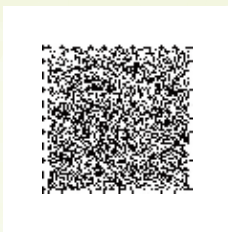
ぎやくたい 虐待かも…

おも と思ったら即通報をこころがけましょう

ぎやくたい はっせい ばあい ぎやくたい ひと ぎやくたいしゃ ぎやくたい う
虐待が発生している場合でも、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている
ひと ひぎやくたいしゃ じかく かぎ ぎやくたいしゃ しどう
人（被虐待者）ともにその自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・
きょういく な もと ふてきせつ こうい つづ ひぎやくたいしゃ じぶん
教育」の名の下に不適切な行為を続けていたり、被虐待者が、自分のされているこ
とが虐待だと認識していないこともあります。

ちようきかん ぎやくたい う ばあい ひぎやくたいしゃ むりよくかん せきら
また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦め
てしまっていることもあります。

ぎやくたい う おも しょう しゃ はっけん ひと ほんとう ぎやくたい はんだん
虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、本当に虐待かどうか判断が
つかない場合でも、気がかりなことがあれば速やかに市町村に相談してください。
そうだん つうほう とくめい かま はやめ つうほう そうきはっけん そうきたいおう
相談・通報は匿名でも構いません。早目の通報が、早期発見・早期対応につながります。



つう ほう さき 通報先

しょう しょう しょう 障がい者虐待かも、と思ったら

しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
障がい者の虐待に関する通報や届け出、ご相談は、お住まいの市町村（障害者虐待防止センター）
まどぐち よ
窓口までお寄せください。

村山(むらやま)

やまがたし
山形市
しょう しょう しょう
障がい福祉課
☎ 023-641-1212
内線 580・589・590・621

やまがたししょうだんしえん
山形市相談支援センター(6ヶ所)

ゆあーず
☎ 023-666-8381

やまがたししゃかいふくしか
山形市社会福祉議会
しょう しょう しょう
障がい者相談支援センター
☎ 023-646-5660
ちいきかつどうしえん
地域活動支援センター おーる
☎ 023-647-4266

しょうだんしえんじょう
相談支援事業所まんさく
☎ 023-688-3531

やまがたし しょうだんしえん
山形コロナー相談支援センター
☎ 023-641-2626
こうりょうちいきせいじつじょう
向陽園地域生活支援センター心音
☎ 023-679-3244

さ が え し
寒河江市
ふくしか
福祉国保課
☎ 0237-85-0395
☎ 080-8212-7636
(夜間・土日祝)

かみのやまし
上山市
ふくしか
福祉課
☎ 023-672-1111
内線 187

むらやまし
村山市
ふくしか
福祉課
☎ 0237-55-2111
内線 146・147

てんどうし
天童市
しゃかいふくしか
社会福祉課
☎ 023-654-1111
内線 765・766

ひがしねし
東根市
ふくしか
福祉課
☎ 0237-42-1111
内線 2202

おばなざわし
尾花沢市
ふくしか
福祉課
☎ 0237-22-1111
内線 171・172

やまのべまち
山辺町
ほけんふくしか
保健福祉課
☎ 023-667-1107
直通

なかやままち
中山町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 023-662-2673
☎ 023-662-2111
(夜間・土日祝)

かほくちょう
河北町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0237-73-2117
直通

にしかわまち
西川町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0237-74-3243
直通

あさひまち
朝日町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0237-67-2132
直通

おおえまち
大江町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0237-62-2285
直通

おおいしだまち
大石田町
ほけんふくしか
保健福祉課
☎ 0237-35-2111
内線 133

最上(もがみ)

しんじょうし
新庄市
せいじんふくしか
成人福祉課
☎ 0233-22-2111
内線 555

かねやままち
金山町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0233-29-5613
直通

もがみまち
最上町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0233-43-3117
直通

ふながたまち
舟形町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0233-32-0655
☎ 0233-32-2111
(夜間・土日祝)

まむろがわまち
真室川町
ふくしか
福祉課
☎ 0233-62-3436
☎ 0233-62-2111
(夜間・土日祝)

おおくらむら
大蔵村
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0233-75-2111
内線 274

さけがわむら
鮭川村
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0233-55-2111
内線 134

とぎわむら
戸沢村
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0233-72-2364
☎ 0233-72-2111
(夜間・土日祝)

置賜(おきたま)

よねざわし
米沢市
しゃかいふくしか
社会福祉課
☎ 0238-22-5111
内線 3603

ながいし
長井市
ふくしか
福祉あんしん課
☎ 0238-82-8011
直通

なんようし
南陽市
ふくしか
福祉課
☎ 0238-27-1850
直通

たかはたまち
高畠町
ふくしか
福祉課
☎ 0238-52-1111
内線 144・145

かわにしまち
川西町
ふくしかいごか
福祉介護課
☎ 0238-42-6635
直通

おくにまち
小国町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0238-61-1000
内線 711・714

しらたかまち
白鷹町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0238-86-0112
直通

いいでまち
飯豊町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0238-86-2233
直通

庄内(しょうない)

つるおかし
鶴岡市
ふくしか
福祉課
☎ 0235-35-1273
直通

しょうがいしゃしょうだんしえん
障害者相談支援
センター
☎ 0235-25-2794
直通

さかたし
酒田市
ちいきふくしか
地域福祉課
☎ 0234-26-5733
直通

みかわまち
三川町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0235-35-7030
直通

しょうないまち
庄内町
ほけんふくしか
保健福祉課
☎ 0234-42-0149
直通

しょうがいしゃしょうだんしえん
障害者相談支援
センター
☎ 0234-42-2232
直通

ゆざまち
遊佐町
けんこうふくしか
健康福祉課
☎ 0234-72-5884
直通



やまがたけん しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
山形県の障がい者虐待防止相談窓口

しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう
障がい者への虐待に関する相談は、山形県でも受け付けています。

やまがたけんしょう しゃけんりようご
山形県障がい者権利擁護センター

〒990-8570 やまがたしまつなみにちようめ ばん ごう
山形市松波二丁目8番1号

やまがたけんけんこうふくしかじぶしょう ふうしかじぎょうしどう
(山形県健康福祉部障がい福祉課事業指導・
医療的ケア児支援担当)

TEL 023-630-2148 (直通) FAX 023-630-2111



この印刷物(いんさつぶつ)は、印刷用(いんさつよう)の紙(かみ)へリサイクルできます。